

令和7年度高齢者福祉施設等の整備に  
係る協議手続について

## 関係資料・様式等目次

1	令和7年度高齢者福祉施設等の整備に係る協議手続について	1
2	福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱	2
3	福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査基準	5
4	協議にかかるとる提出書類	
○	提出書類一覧表	1 2
○	協議様式（市町村用）	1 3
○	協議様式（福岡県介護保険広域連合用）	1 4
○	協議様式（法人用）	1 5
○	様式1	[整備計画総括表] 1 6
○	様式2、2-2、2-3	[施設整備に関する状況] 1 7
○	様式3、3-2、別紙1、別紙2、別紙3	[資金関係] 2 0
○	収入・支出見込計算書（参考様式1）（記載例）	2 6
○	人件費見込額の内訳（参考様式2）（記載例）	2 9
○	様式4、4-2	[建設予定地の状況] 3 1
○	様式4-2（記載について）	3 3
○	様式4-3、4-4（記載例）	[地域住民等への説明] 3 6
○	様式4-5（記載例）、4-6	[隣接地権者等への説明] 3 9
○	施設整備に関する同意書（参考様式3-1、3-2）	4 2
○	様式5、5-2	[整備施設の概要] 4 4
○	着工管理表（別紙4）（記載例）	4 6
○	暴力団排除に係る誓約書（別紙5）	4 8
○	誓約書（別紙6）	5 0
5	令和7年度高齢者福祉施設等施設整備費補助額算定表（予定）	5 2
6	施設整備上の留意点	
○	施設整備上の留意点（一般的留意事項）	5 4
○	福岡県福祉のまちづくり条例	5 6
○	施設整備上の留意点（特別養護老人ホーム）	6 1
○	施設整備上の留意点（養護老人ホーム）	6 8
○	高齢者福祉施設等整備に係る隣接地権者、地域住民等の同意について	7 0

## 令和7年度高齢者福祉施設等の整備に係る協議手続について

高齢者福祉施設等の整備に関する県への協議は、整備方針、概要及びこの冊子に基づいて行いますので、内容をよく御理解の上、協議手続を進められるようお願いいたします。

### 1 高齢者福祉施設等の整備方針

- 「令和7年度高齢者福祉施設等の整備方針」を御確認ください。
- 福岡県のホームページでも公表します。  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>から、「健康・福祉」→「高齢者福祉」を御覧ください。)
- 指定都市（北九州市及び福岡市）及び中核市（久留米市）の区域で整備されるものについては、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

### 2 協議書類の提出

- (1) 提出先 協議施設の所在する市町村
- (2) 提出書類 別添のとおり
- (3) 提出部数 2部（正・副）  
※副本は、正本の写しで構いません。  
※県提出分以外に、市町村でも協議書類を求められることがありますので、御確認ください。
- (4) 提出期限

提出先	提出期限
設置希望者 → 市町村	市町村にお問い合わせください。

### 3 協議書類提出後の手続

- (1) ヒアリング
  - 市町村からの協議後、市町村及び設置希望者に対するヒアリングを行います。
  - 審査の途中において、追加資料を求めることがあります。
  - ヒアリングの日程は、令和7年6月中旬以降を予定しています。
- (2) 適否の決定
  - 福岡県の審議会及び審査会における審査を経て、整備計画の適否が決定されます。
  - 適否の決定の時期は、令和7年8月以降の予定です。
  - 補助金の内示の時期は、令和7年9月以降の予定です。

担 当：福岡県保健医療介護部  
介護保険課施設整備係  
T E L：092-643-3249  
E-mail：k-seibi@pref.fukuoka.lg.jp

## 福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に係る施設（以下「社会福祉施設等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設で同項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けるもの（以下「指定特定施設」という。）及び同法第8条第28項に規定する介護老人保健施設に関する整備事業計画並びに社会福祉法人に係る認可等の審査事務を、適正かつ公平に執行するために必要な事項を定める。

### (審査機関の設置)

第2条 保健医療介護部及び福祉労働部（以下「各部」という。）が所管する社会福祉施設等並びに保健医療介護部が所管する指定特定施設及び介護老人保健施設に関する整備事業計画並びに社会福祉法人に係る認可等を審査するため、各部に社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 各部に設置する審査会は、各部の部長が指名する者をもって組織する。
- 3 各部に設置する審査会の庶務は、保健医療介護部にあつては介護保険課、福祉労働部にあつては福祉総務課において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

### (審査の対象)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 社会福祉施設等（保育所を除く。以下次号及び第3号において同じ。）及び介護老人保健施設に関する整備事業計画のうち、国又は県の補助を希望するもの
- (2) 創設その他定員の増減を伴う社会福祉施設等及び介護老人保健施設に関する整備事業計画のうち、民間公益補助を希望するもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、社会福祉施設等のうち社会福祉法第2条第2項に規定する社会福祉事業に係る施設並びに指定特定施設及び介護老人保健施設に関する整備事業計画のうち、創設その他定員の増減を伴うもの
- (4) 社会福祉法人（社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会を除く。以下次号及び第6号において同じ。）の設立
- (5) 社会福祉法人の合併
- (6) 社会福祉法人の解散

2 前項第1号から第3号までに掲げる事項の審査は、社会福祉施設等、指定特定施設又は介護老人保健施設の整備を計画する者が、これらの施設等の所管課が指示する関係書類を、当該所管課が指示する期限までに県に提出したのものについて行う。

### (審査の基準)

第4条 審査会の審査は、関係法令、通知等のほか、別紙福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査基準に基づき行うものとする。

(適否の決定)

第5条 第3条第1項各号に掲げる事項について、知事は、審査会の審査結果に基づきその適否を決定する。

なお、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の適否の決定については、知事は、あらかじめ福岡県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。ただし、知事が特に災害復旧等緊急を要するものと認めた場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月17日から施行する。〔介護老人保健施設を審査対象に追加〕

附 則

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。〔保育所を審査対象から除外、国の審査基準の改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。〔国の審査基準の改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。〔福岡県社会福祉審議会と福岡県児童福祉審議会の統合に伴う改正、県行政組織改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成20年9月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。〔県行政組織改正に伴う改正、国の審査基準の改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。〔関係書類の提出期限の見直し〕

附 則

この要綱は、平成23年2月18日から施行する。〔指定特定施設を審査対象に追加、国の審査基準の改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行し、平成27年4月22日から適用する。〔県行政組織改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
〔県行政組織改正に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年7月20日から適用する。  
〔人づくり・県民生活部審査会の庶務担当課移管に伴う改正〕

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
[国の審査基準の改正に伴う改正]

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
[県行政組織改正に伴う改正]

(別紙)

福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査基準

1 社会福祉法人審査基準

(1) 設立の趣旨

設立の趣旨は、社会福祉事業を真に理解し、積極的に推進するものであって、その純粋性を損なうものであってはならない。

(2) 役員等

法人の役員等（評議員又は役員）は、法人の健全な運営のための基本的機関を構成する者であり、名目的役員等や、次に掲げる者が含まれていないこと。

- a 法人
- b 成年被後見人又は被保佐人
- c 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- d cに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- e 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- f 暴力団員等の反社会的勢力の者

ア 評議員

- (ア) 法人において社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者として適正な手続きにより選任されていること。
- (イ) 法人の理事、監事又は職員を兼ねていないこと。
- (ウ) 各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれていないこと。
- (エ) 各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれていないこと。
- (オ) 評議員の数は理事の員数を超える数とすること。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること。

イ 理事

- (ア) 社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (イ) 他市町村に居住する役員については、法人業務の実質的運営に参加することが可能な者に限ること。
- (ウ) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者が含まれていること。
- (エ) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が含まれていること。
- (オ) 法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者が含まれていること。

- (カ) 理事は6人以上でなければならないこと。
- (キ) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (ク) 理事長が、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有していること。
- (ケ) 理事長以外にも、法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができること。

#### ウ 監事

- (ア) 監事は、理事又は職員を兼ねていない者であること。
- (イ) 監事に、社会福祉事業について識見を有する者が含まれていること。
- (ウ) 監事に、財務管理に識見を有する者が含まれていること。
- (エ) 監事は、2人以上でなければならないこと。
- (オ) 監事に、各役員 of 配偶者又は3親等以内の親族が含まれていないこと。
- (カ) 監事に、各役員と特殊の関係のある者が含まれていないこと。

#### (3) 会計監査人

- (ア) 前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は、法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人においては、会計監査人を設置していること。
- (イ) 会計監査人は公認会計士又は監査法人であること。
- (ウ) 会計監査人が法人の役員等となっていないこと。

#### (4) 資産

法人の資産は、事業の公共性、安定性及び継続性を保持するために次の条件に適合するものでなければならないこと。

ア 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、次の場合には資産要件を緩和するものであること。

- (ア) 特別養護老人ホームを設置する場合又は身体障害者更生援護施設を運営している既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合  
都市部等地域以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めるものであること。

なお、この場合においても、特別養護老人ホーム又は身体障害者福祉ホームを  
経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを  
登記するものとする。

(イ) 小規模な障害者通所授産施設を設置する場合

身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設で利用者が  
10人以上の通所施設（以下「小規模通所授産施設」という。）の設立を目的と  
して法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとし  
ること。

- a 基本財産については、原則として、小規模通所授産施設の用に供する不動産  
（以下「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有しているこ  
と。ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又  
は不動産に限る。以下同じ。）を有している場合には、国若しくは地方公共  
団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から  
貸与を受けていても差し支えないこと。
- b 5年（特定非営利活動法人の場合又は当該小規模通所授産施設についてその  
所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年  
）以上にわたって、在宅障害者通所援護事業の要件に合致する事業の経営実  
績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又  
は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。
- c 本県の区域内においてのみ事業を実施すること。

(ウ) 既設法人が通所施設を設置する場合

既設法人（第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営す  
る事業若しくは精神障害者社会復帰施設を営む事業を行うものに限る。）  
が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動  
産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差  
し支えないこと。

なお、貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を  
設定し、かつ、これを登記しなければならないこととするが、建物の賃貸借期  
間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や、貸主が地方住宅公社若  
しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い  
主体である場合等のように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断で  
きる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととして差し支えない。

- a 知的障害者通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）又は肢体不自由  
児施設（通所施設に限る。）
- b 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部  
に限る。）
- c 身体障害者授産施設（通所施設に限る。）
- d 知的障害者更生施設（通所施設に限る。）又は知的障害者授産施設（通所施  
設に限る。）
- e 保育所又は児童家庭支援センター
- f 母子福祉施設

- g 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
  - h 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
  - i 知的障害者デイサービスセンター
  - j 精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設（通所施設に限る。）、精神障害者福祉工場又は精神障害者地域生活支援センター
- (エ) 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- 都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域においては、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けていても差し支えないこと。
- なお、貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこととするが、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合等のように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととして差し支えない。
- (オ) 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」を設置する場合
- 次に掲げる要件を満たしている場合には、サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- a 当該サテライト型居住施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。）の定員の合計数の2分の1を超えないこと。
  - b 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- イ 社会福祉施設を営む法人にあつては、すべての施設等（身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場を含む。以下この項について同じ。）についてその施設等の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての施設等の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあつては、100万円（平成12年12月1日以降新たに設立される法人の場合には1,000万円）以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。
- ウ 社会福祉施設を営まない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有すること。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして知事が認める額の資産とすることができる。
- エ 居宅介護等事業の営むを目的として法人を設立する場合において、5年（特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人

格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有し、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けており、かつ、本県の区域内においてのみ事業を実施する場合には、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

オ 地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合において、5年(特定非営利活動法人の場合又は当該地域・共同生活援助事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、地域・共同生活援助事業の経営の実績を有し、地方公共団体から委託、助成、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定を受けており、かつ、本県の区域内においてのみ事業を実施する場合には、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合において、5年(特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を所得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、当該訓練事業の経営の実績を有し、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、過去に受けていたことがあり、かつ、本県の区域内においてのみ事業を実施する場合には、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

キ その他財産として建設自己資金、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する運転資金及び法人運営費を確保すること。

なお、指定介護老人福祉施設等の介護保険法上の事業にも該当する社会福祉事業を主として行う場合にあっては、当該法人の年間事業費の12分の2以上に相当する運転資金及び法人運営費を確保することが望ましいこと。

#### (5) その他

設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

## 2 社会福祉施設等整備事業計画審査基準

### (1) 必要性

ア 施設整備は、地域の福祉需要に対応したものであって、長期的展望に立ったものでなければならないこと。

イ 施設を利用する対象児者の動向が把握できる直近の人口、普及率、充足率等の資料に基づき、真に必要であると判断されるものでなければならないこと。

### (2) 設置場所(立地条件)

ア 交通事情、地理的条件等からして施設の機能が十分果たせる位置にあること。

イ 所在地域住民の了解を得ていること(日照、騒音、浄化設備等)。

ウ 入所者等の健康管理、治療等を行うことができる医師を施設の近くに確保できること。

エ 同種の施設が偏在していないこと。

### (3) 施設の規模

- ア 施設の規模は、当該地域における対象児者等の現状、設置主体の財政事情等から適切な規模及び構造でなければならない。
- イ 施設の用に供する建物及び敷地はその施設の種別及び入所定員又は利用定員に応じた適正な規模であって、建物は独立行政法人福祉医療機構が定めた貸付基準面積以内を原則とし、また敷地は法人所有地又は寄附によるが、都市部等で真にやむを得ない事情で他から賃借する場合は、原則として、独立行政法人福祉医療機構の貸付基準面積の3倍以内であること。

### (4) 建設財源

#### ア 自己資金

- (ア) 新設又は定員増を伴う施設の増設を予定している場合は、総事業費の10パーセント以上を自己資金として確保していること。
- (イ) 寄附金は、不確実な要素がないものに限ること。寄附金は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から受領するものでないこと。また、実質的にこれらの者から寄附金を受領したとみなされるものでないこと。
- (ウ) 寄附金の財源は、寄附者本人の現有資産であって、寄附実行の予定時期に寄附金として法人への贈与が可能なるものであるとともに、寄附実行までの間、その確実性が損なわれるものであってはならないこと。
- (エ) 現有資金は、預金等確実なものに限ること。

#### イ 借入金

- (ア) 借入先は、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人福祉医療機構との間で、協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関に限ること。
- (イ) 償還金の財源が確実なものであること。

### (5) その他

- ア 既設法人にあっては、適正な法人運営がなされているものであること。
- イ 既設法人の施設の新増設は、原則として前回の施設整備補助事業年度を含めて3年度を経過していること。

## 3 介護老人保健施設整備事業計画審査基準

### (1) 審査対象となる法人

審査の対象とする法人は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者とする。ただし、次に掲げる法人については、審査の対象とはしないこととする。

- ア 営利を目的とするもの。
- イ いわゆる「休眠法人」の状態にあり、事業を実施していないもの。
- ウ 法人の定款や施設の運営等について明らかな瑕疵があると認められるもの。

### (2) 審査事項

整備事業計画の審査については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- ア 整備事業計画が地域のニーズを踏まえたものであり、例えば介護老人保健施設が未設置の市町村に整備されること等を内容とした、適正配置上の必要度が高いものであること。

- イ 認知症専門棟を計画する等、認知症高齢者のケアに配慮した施設であること。
- ウ 病院併設型施設であること、協力医療機関と緊密な連携がなされていること等、医療サービスの提供が十分に確保されていること。
- エ 施設の建設に際して用地の開発許可や農地転用許可等が必要な場合、又は建設地内の里道や水路の払下げが必要な場合においては、事前の調整等により建設計画に支障がないと見込まれること。
- オ 自己資金、金融機関からの融資の見込み、担保能力の状況等、施設整備のための資金が確保されていること。
- カ 高齢者の在宅ケアを支援する居宅サービス等の機能が充実していること。
- キ その他、創意工夫された施設、設備、運営内容等を有する施設であること。

(3) その他

この審査基準に定めるもののほか、介護老人保健施設の開設に係る審査については、別途知事が定める「介護老人保健施設開設に係る協議実施要領」によるものとする。

#### 4 指定特定施設の整備事業計画審査基準

(1) 審査対象となる法人

審査の対象となる法人は、指定特定施設の指定を受けようとする法人とする。ただし、次に掲げる法人については、審査の対象とはしないこととする。

- ア いわゆる「休眠法人」の状態にあり、事業を実施していないもの。
- イ 法人の定款、施設の運営等について明らかな瑕疵があると認められるもの。

(2) 審査事項

整備事業計画の審査については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- ア 整備事業計画が地域のニーズを踏まえたものであり、例えば指定特定施設が未設置の市町村に整備されること等を内容とした、適正配置上の必要度が高いものであること。
- イ 認知症高齢者のケアに配慮した施設であること。
- ウ 施設の建設に際して用地の開発許可や農地転用許可等が必要な場合、又は建設地内の里道や水路の払下げが必要な場合においては、事前の調整等により建設計画に支障がないと見込まれること。
- エ 自己資金、金融機関からの融資の見込み、担保能力の状況等、施設整備のための資金が確保されていること。
- オ その他、創意工夫された施設、設備、運営内容等を有する施設であること。

(3) その他

この審査基準に定めるもののほか、指定特定施設の指定に係る審査については、別途知事が定める「指定特定施設の指定に係る協議実施要領」によるものとする。

## 提出書類一覧表

### ①市町村提出書類 (市町村 → 県 への提出書類)

書類の内容等	様式	確認	備考	留意事項
<input type="checkbox"/> 協議様式(市町村用)	協議様式			
<input type="checkbox"/> 整備に係る市町村長の意見書	任意様式			市町村の保健福祉計画、当該市町村にある既存施設等の利用状況等を踏まえ、協議施設の必要性や緊急性などが明らかになるようにすること。また、地元の同意状況について、記載すること。選定事業者に対する評価点を記載すること。
<input type="checkbox"/> 事業者に対する複数協議の有無の確認等				施設整備協議書を提出した事業者に対して、当該市町村以外の市町村に施設整備協議を行っているか確認を行うとともに、複数の市町村に協議を予定している者については、協議を行っているすべての事業の資金計画の提出を求め、審査すること。
<input type="checkbox"/> 下記「②法人等提出書類」一式				整備を計画している者と十分な協議を行い、審査すること。 [整備方針を参照]

### ②法人等提出書類 (法人等 → 市町村 への提出書類)

書類の内容等	様式	確認	備考	留意事項
<input type="checkbox"/> 協議様式(法人用)	協議様式			
<input type="checkbox"/> 整備計画総括表	様式1			
<input type="checkbox"/> 施設設置に関するもの	様式2			
	様式2-2			
	様式2-3			
<input type="checkbox"/> 資金計画に関するもの	様式3			
	様式3-2			
<◆様式3に関するもの(添付書類)>				
<input type="checkbox"/> 市町村補助金確約書	任意様式			市町村補助がある場合に提出のこと。
<input type="checkbox"/> 資産申立書	[別紙1]			贈与(寄附)がある場合に提出のこと。
<input type="checkbox"/> 贈与契約確約書	[別紙2]			
<input type="checkbox"/> 寄附能力を証明する(預金・融資)残高証明書等				
<input type="checkbox"/> 予算・決算関係書類				法人全体及び各施設分
<input type="checkbox"/> 借入金償還計画表	[別紙3]			既存借入分も提出のこと。
<input type="checkbox"/> 収入・支出見込計算書	[参考様式1]			開設1年目及び開設2年目の見込みを提出のこと。
<input type="checkbox"/> 人件費見込額の内訳	[参考様式2]			
<input type="checkbox"/> 建設予定地に関するもの	様式4			自治会・町内会等への説明経過(様式4-4)、又は行政区長、自治会長の同意書(参考様式3-1)を提出すること。
	様式4-2			
	様式4-3			
	様式4-4			隣接地権者等への説明経過(様式4-5)、又は隣接地権者の同意書(参考様式3-2)を提出すること。
	様式4-5			
	様式4-6			
<◆様式4に関するもの(添付書類)>				
<input type="checkbox"/> 建設予定地の位置図(周辺図)				行政区、自治会等の範囲が分かるようにすること。
<input type="checkbox"/> 建設予定地の字図(写し)				字図には、建設予定地を明示し、隣接地権者の氏名又は名称を記載すること。
<input type="checkbox"/> 建設予定地の登記簿謄本(写し)				
<input type="checkbox"/> 建設予定地の現況写真				
<input type="checkbox"/> 売買確約書等	任意様式 [*別紙2]			敷地の購入または贈与の場合は、売買確約書(贈与契約書)等を提出のこと。また、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定することにより、建設予定地を確保する場合は、それが確実であることを確認できる書類を提出のこと(別紙2を参考にすること。)
<input type="checkbox"/> 抵当権等の所有権以外の権利設定について 確実に解除が可能と確認できる書類	任意様式			抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合に提出のこと。
<input type="checkbox"/> 法的な各種開発規制等に該当する場合は、 確実に解除が可能と確認できる書類(任意様式)	任意様式			市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律などの規制に該当する場合に提出のこと。
<input type="checkbox"/> 行政区長、自治会長の同意書	[参考様式3-1]			行政区長、自治会長の同意書(参考様式3-1)又は住民説明会記録(様式4-4)を提出すること。
<input type="checkbox"/> 隣接地権者の同意書	[参考様式3-2]			隣接地権者の同意書(参考様式3-2)、又は隣接地権者等への説明経過(様式4-5)を提出すること。
<input type="checkbox"/> 施設の概要に関するもの	様式5			
	様式5-2			
<◆様式5に関するもの(添付書類)>				
<input type="checkbox"/> 建設予定施設の平面図、配置図、立面図				図面には、各室の面積、廊下幅等基準を満たしていることが分かるように数値を記載すること。数値の記載が困難な場合は、各室面積表(任意様式)でもよい。
<input type="checkbox"/> 工事見積書				
<input type="checkbox"/> 着工管理表	[別紙4]			
<input type="checkbox"/> 工事工程表	任意様式			
<input type="checkbox"/> 「創意工夫による整備」に係る参考資料				創意工夫による整備を行う場合は、利用者見込調査結果などの参考となる資料
●その他提出資料				
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に係る誓約書	[別紙5]			法人役員等 [理事・監事及び評議員、並びに管理者又は施設長]
<input type="checkbox"/> 介護保険法第86条第2項第2号から第7号までの 規定に該当しない旨の誓約書	[別紙6]			
<input type="checkbox"/> その他参考となる資料				

- ※留意事項
- 書類の添付漏れがないよう注意すること。
  - 提出する書類については、「確認」欄に○をつけること。提出する必要がない場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。
  - 提出に当たっては、この表の順に綴ること。

協議様式（市町村用）

文 書 番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿  
(保健医療介護部介護保険課)

市 町 村 長 名  
(所 管 課 名)

(元号) ○○年度高齢者福祉施設等の整備について (協議)

このことについて、本市（町）（村）は、下記の施設の整備が必要と認めますので、「(元号) ○○年度高齢者福祉施設等の整備方針について」((元号) ○年 ○月○○日○介第○○○○号福岡県保健医療介護部長通知) に基づき、関係書類及び市町村の意見書を添えて協議します。

記

1 設置主体について

- (1) 法人名 ○○○○法人 ○○○○  
(2) 理事長名 ○○ ○○  
(3) 法人所在地 ○○○○○○○○○○

2 施設整備事業計画について

- (1) 施設種別 ○○○○  
(2) 工事区分 ○○  
(3) 定員 ○○人  
(4) 施設名 ○○○○  
(5) 設置予定地 ○○○○○○○○○○  
(6) 竣工予定 (元号) ○○年○月 (予定)

協議様式（福岡県介護保険広域連合用）

文 書 番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿  
(保健医療介護部介護保険課)

福岡県介護保険広域連合長  
(所 管 課 名)

(元号) ○○年度高齢者福祉施設等の整備について（協議）

このことについて、下記の施設の整備が必要と認めますので、関係書類を添えて協議します。

記

市町村名	施設種別	工事区分	定員（人）	法人名	施設名

協議様式（法人用）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市（町）（村）長 殿  
（〇〇部（局）〇〇〇課）

法人所在地  
法人名 印  
理事長名

（元号）〇〇年度高齢者福祉施設等の整備について（協議）

このことについて、下記の施設を整備したいので、関係書類を添えて協議します。

記

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 施設種別  | 〇〇〇〇          |
| 2 | 工事区分  | 〇〇            |
| 3 | 定員    | 〇〇人           |
| 4 | 施設名   | 〇〇〇〇          |
| 5 | 設置予定地 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇     |
| 6 | 竣工予定  | （元号）〇〇年〇月（予定） |



様式 2

整備しようとする施設(事業所)について

施設(事業所)の整備の必要性について	施設(事業所)の整備の必要性について、具体的に記載すること。
施設(事業所)の運営方針について	どのような施設(事業所)の運営を目指すのか、具体的に記載すること。

様式 2-2

協力病院の確保(予定)	(該当するものに○) 確保している・予定している・確保していない  ※協力病院の確保(予定)がある場合は、下表に記入すること。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">病 院 名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地																		
病 院 名	所 在 地																				
地域における施設に対するニーズの把握	(該当するものに○) 把握している・把握していない  把握している場合には、把握方法、内容等を具体的に記載すること。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>																				
建設予定地の立地条件等	どのような理由で建設予定地を決定したのか。 また、住宅地、行政機関、医療機関からの距離、交通網等について、具体的に記載すること。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">住宅地からの距離</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">km</td> </tr> <tr> <td>行政機関からの距離</td> <td style="text-align: center;">km</td> </tr> <tr> <td>医療機関からの距離</td> <td style="text-align: center;">km</td> </tr> <tr> <td>最寄りの交通機関</td> <td style="text-align: center;">km</td> </tr> </tbody> </table>	住宅地からの距離	km	行政機関からの距離	km	医療機関からの距離	km	最寄りの交通機関	km												
住宅地からの距離	km																				
行政機関からの距離	km																				
医療機関からの距離	km																				
最寄りの交通機関	km																				
既設法人における施設の運営状況	運営している施設全て(開設予定のものを含む。)を、下表に記載すること。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設種別</th> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 15%;">開設年度</th> <th style="width: 35%;">補助金の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	名 称	定員	開設年度	補助金の有無															
施設種別	名 称	定員	開設年度	補助金の有無																	

様式 2-3

<p>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度への取組状況について</p>	<p>(該当するものに○)</p> <p>1 既に実施している。</p> <p>2 今後実施する予定である。 〔 (元号) 年 月から 〕</p> <p>3 実施する予定はない。</p> <p>実施しない理由:</p>
--------------------------------------	---

様式 3

整備しようとする施設の資金計画について

○ 資金計画

(単位:千円)

事業費		資金内訳		備考
施設整備費		県補助金(C)		(2) に内訳記入
設計監理費		市町村補助金		
土地取得費		民間公益補助金		
土地造成費		設置者負担	借入金(D)	(3) に内訳記入
設備整備費			寄附金(E)	(4) に内訳記入
その他(事業運営費)			その他(F)(自己資金)	(5) に内訳記入
合計(A)		合計(B)		A=B

※ 市町村補助金は、市町村と十分に協議の上記載し、補助金確約書(任意様式)を添付すること。

(1) 施設別事業費の内訳(Aの施設別内訳を記入すること。)

(単位:千円)

施設種別 費目				
施設整備費				
設計監理費				
土地取得費				
土地造成費				
設備整備費				
その他(事業運営費)				
合計				

※ 改築・改修に伴う創意工夫による特色ある整備については、施設種別欄に用途名を記入し、その事業費の内訳については、面積按分などによる額を記入すること。

(2) 県補助金の算定

別添の補助額算定表を参考に作成すること。

(単位:千円)

施設種別	総事業費	対象事業費	基準単価	補助額
合計				

Cと一致

※ 改築・改修に伴う創意工夫による特色ある整備については、施設種別欄に用途名を記入すること。

(3) 借入金の内訳(Dの内訳)

(単位:千円)

借入先	借入額	利息	合計	備考
独立行政法人福祉医療機構				
計				→ G

→ Dと一致

様式 3-2

(4) 寄附金の内訳(Eの内訳)

(単位:千円)

寄附予定者	前年の課税所得又は利益	預貯金残高合計額	寄 附 金 の 額
計			

※ 必ず寄附予定者の同意を得て記載し、資産申立書、贈与契約書(写し)及び寄附能力を証明する(預金・融資)残高証明書等を添付すること。

(5) その他(自己資金)の内訳(Fの内訳)

(単位:千円)

内 容	金 額
計	

※ 貸借対照表の勘定科目を記載すること。

↳ Fと一致

(6) 借入金に対する償還財源

ア 借入金(利息を含む)に対する償還財源の内訳

(単位:千円)

借 入 金 (利息を含む)	充 当 財 源			合 計
	設置者負担分	介護報酬・管理費収入等	県・市町村による元利償還金に対する補給	
= G	H			= G

イ 借入先への協議状況

借入金の借入先との協議状況 (利率を含めた協議)	(該当するものに○)  実施している ・ 実施していない  実施している場合は、具体的な協議内容を記載すること。
-----------------------------	--

ウ 借入金に対する償還財源の設置者負担分の内訳(H欄の内訳)

(単位:千円)

項目	内容	負担金額	負担の裏付根拠
計			

↳ Hと一致

## 資 産 申 立 書

社会福祉法人 \_\_\_\_\_ の

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">                 建設・設備資金                  運転資金                  用地(購入資金)                  借入金償還金             </div> </div>	として	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">                 現金 _____ 円                  土地 _____ m<sup>2</sup>                  償還金総額 _____ 円             </div> </div>
---	-----	---

を寄附する私の資産は、下表のとおりであり、下記の事項を了承していることを申し立てます。  
 また、次のことを誓約します。

- ① 寄附に充てることを予定している資産については、寄附を実行するまで(または寄附を行わなくなるまで)の間、他の目的に使用しません。
- ② 寄附に充てることを予定している資産については、県への協議のために他者から借り入れた、いわゆる見せ金ではありません。
- ③ 当事業を請け負う建設会社からのリポート等により寄附分を補填するようなことはしません。
- ④ 上記内容を確認するための県の調査等に協力します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (記名押印又は署名)  
 (法人との関係 \_\_\_\_\_ )

### 記

#### 1 資産

土地	所在地	面積	m <sup>2</sup>	評価額	円
	所在地	面積	m <sup>2</sup>	評価額	円
	所在地	面積	m <sup>2</sup>	評価額	円
建物	所在地	床面積	m <sup>2</sup>	評価額	円
預金	金融機関名	種類		金額	円
	金融機関名	種類		金額	円
	金融機関名	種類		金額	円
有価証券		種類		評価額	円
		種類		評価額	円
その他					
資 産 の 計					円

#### 2 負債

借入金	借入先		残額	円
	借入先		残額	円
	借入先		残額	円
その他				
負 債 の 計				円

#### 3 正味資産(資産－負債)

\_\_\_\_\_ 千円

#### 4 前年の年間所得額

所得の種類	千円
-------	----

## 贈与契約確約書(例)

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇会理事長〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結することを確約する。

第1条 甲は、乙に対して、社会福祉法人〇〇会の運営する施設〇〇園の改築に係る協議が採択されたときは、〇〇資金として、甲の所有する現金〇〇〇〇〇〇円及び土地〇〇〇〇〇〇円を、別記目録記載のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾する。

第2条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇会理事長

氏名

実印

〔別 紙 2〕(贈与者と贈与を受ける者が同一人となる場合)

## 贈与契約に関する確約書(例)

私、〇〇〇〇は、社会福祉法人〇〇会の運営する施設〇〇園の改築に係る協議が採択されたときは、同法人と贈与契約を締結し、〇〇資金として、私が所有する現金〇〇〇〇〇〇円及び土地〇〇〇〇〇〇円を、別記目録記載のとおり贈与することを確約します。

年 月 日

住所

氏名

実印

[別紙 3]

借 入 金 償 還 計 画 表

借入区分		既借入金・新規借入金の別		利率(年)							
借入先				施設名	法人名						
償還回数	償還年度	元金	利息	合計	償還財源内訳						
					介護報酬	ホテルコスト	管理費	設置者負担分	県・市町村による元利償還金に対する補給	その他 ( )	
1	年度										
2	年度										
3	年度										
4	年度										
5	年度										
6	年度										
7	年度										
8	年度										
9	年度										
10	年度										
11	年度										
12	年度										
13	年度										
14	年度										
15	年度										
16	年度										
17	年度										
18	年度										
19	年度										
20	年度										
21	年度										
22	年度										
23	年度										
24	年度										
25	年度										
合 計											

(注)

- 1 既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別様で作成し、既借入金については未償還額について記入すること。
- 2 県・市等の利子補給がある場合は、償還財源内訳に記入すること。
- 3 利息は、年2.6%で計算すること。
- 4 償還財源のうちホテルコストを充当する場合は、別途、積算根拠を添付すること。
- 5 償還財源のうち介護報酬を充当する場合は、別途、収支予算見込等を添付すること。

[参考様式 1]

(元号) 年度(開設 年目) 収入・支出見込計算書

施設名	
事業種別	
事業区分	
定員	
開設予定時期	
収入	<input type="checkbox"/> 介護保険収入  <input type="checkbox"/> ホテルコスト  <input type="checkbox"/> その他の収入
支出	<input type="checkbox"/> 人件費 ※内訳別紙  <input type="checkbox"/> 事務費  <input type="checkbox"/> 事業費(給食費のみ)  <input type="checkbox"/> 事業費(給食費除く)  <input type="checkbox"/> 借入金元金償還金  <input type="checkbox"/> 借入金利息返還金  <input type="checkbox"/> その他
収支差	

※この様式により難しい場合は、独自の様式でも作成可。

※デイサービス、ショートステイ等の併設施設がある場合は事業別に作成すること。





[参考様式 2]

(元号) 年度(開設 年目) 人件費見込額の内訳

給与・手当

区分	基本給	各種手当	合計	人数	月額
施設長					
介護支援専門員					
介護職員					
看護職員					
事務職員					
生活相談員					
医師(非常勤)					
栄養士					
機能訓練指導員					
調理員(非常勤)					
合計					

賞与(ボーナス) ※●●のボーナスとして基本給の●か月分を見込んでいる。

区分	基本給	係数	合計	人数	年額
施設長					
介護支援専門員					
介護職員					
看護職員					
事務職員					
生活相談員					
医師(非常勤)					
栄養士					
機能訓練指導員					
調理員等					
合計					

法定福利費 ※法定福祉費として基本給+各種手当の●%を見込んでいる。

区分	基本給+各種手当	係数	合計	人数	月額
施設長					
介護支援専門員					
介護職員					
看護職員					
事務職員					
生活相談員					
医師(非常勤)					
栄養士					
機能訓練指導員					
調理員等					
合計					

※この様式により難しい場合は、独自の様式でも作成可

## (元号)〇〇年度(開設〇年目) 人件費見込額の内訳

## 給与・手当

区分	基本給	各種手当	合計	人数	月額
施設長	320,000	50,000	370,000	1	370,000
介護支援専門員	220,000	30,000	250,000	1	250,000
介護職員	200,000	30,000	230,000	20	4,600,000
看護職員	230,000	30,000	260,000	3	780,000
事務職員	200,000	30,000	230,000	1	230,000
生活相談員	220,000	30,000	250,000	1	250,000
医師(非常勤)	100,000	0	100,000	1	100,000
栄養士	220,000	30,000	250,000	1	250,000
機能訓練指導員	240,000	30,000	270,000	1	270,000
調理員(非常勤)	190,000	0	190,000	4	760,000
合計				34	7,860,000

## 賞与(ボーナス) ※夏・冬のボーナスとして基本給の4.0か月分を見込んでいる。

区分	基本給	係数	合計	人数	年額
施設長	320,000	4.0	1,280,000	1	1,280,000
介護支援専門員	220,000	4.0	880,000	1	880,000
介護職員	200,000	4.0	800,000	20	16,000,000
看護職員	230,000	4.0	920,000	3	2,760,000
事務職員	200,000	4.0	800,000	1	800,000
生活相談員	220,000	4.0	880,000	1	880,000
医師(非常勤)	100,000	0.0	0	1	0
栄養士	220,000	4.0	880,000	1	880,000
機能訓練指導員	240,000	4.0	960,000	1	960,000
調理員(非常勤)	190,000	0.0	0	4	0
合計				34	24,440,000

## 法定福利費 ※法定福祉費として基本給+各種手当の20%を見込んでいる。

区分	基本給+各種手当	係数	合計	人数	月額
施設長	370,000	0.20	74,000	1	74,000
介護支援専門員	250,000	0.20	50,000	1	50,000
介護職員	230,000	0.20	46,000	20	920,000
看護職員	260,000	0.20	52,000	3	156,000
事務職員	230,000	0.20	46,000	1	46,000
生活相談員	250,000	0.20	50,000	1	50,000
医師(非常勤)	100,000	0.20	20,000	1	20,000
栄養士	250,000	0.20	50,000	1	50,000
機能訓練指導員	270,000	0.20	54,000	1	54,000
調理員(非常勤)	190,000	0.20	38,000	4	152,000
合計				34	1,572,000

※この様式により難しい場合は、独自の様式でも作成可

# 様式 4

## 1 建設予定地の状況

建設予定地面積 (合計)	m <sup>2</sup>
-----------------	----------------

用地取得の状況 (該当するものに○)	取得済み (自己所有地) ・ 取得見込 ( 購入 ・ 寄附 ) 市町村からの無償譲渡 (貸与) 予定 ・ その他 ( )
-----------------------	---

	権利種別	登記簿上の表示				所有者名 (地上権者名)	所有権 (地上権) 以外の権利の設定  (他の権利が設定されている場合は○印のこと)
		所在	地番	地目 * 該当する地目に○印のこと	地積 m <sup>2</sup>		
内訳	所有権			宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
	地上権			宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			
				宅地・雑種地・田・畑・山林・その他( )			

所有権(地上権)以外の権利の設定状況	他の権利が設定されている場合は、当該権利の設定者の状況及び当該権利を確実に解除(登記)できる理由を具体的に記載すること。 ( )
--------------------	---

### ※添付書類

#### ○建設予定地にかかる次のもの

- ① 位置図(周辺地図)  
※行政区、自治会等の範囲が分かるようにすること。
- ② 字図(写し)  
※字図には、建設予定地を明示し、隣接地権者の氏名又は名称を記載すること。
- ③ 登記簿謄本(写し)
- ④ 現況写真
- ⑤ 購入予定又は寄附予定の場合は、確実に所有することが見込まれることを確認できる書類  
事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定することにより、建設予定地を確保する場合は、それが確実にあることを確認できる書類  
(任意様式:別紙2(贈与契約確約書)を参考にする)
- ⑥ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、確実に当該権利の解除が可能であると確認できる書類  
(任意様式)
- ⑦ 法的な各種開発規制等に該当する場合は、確実に規制解除等が可能であると確認できる書類(任意様式)

## 様式 4-2

### 2 建設予定地にかかる各種法規制

- (1) 都市計画法関係 \* 次の1～5のうち、該当するチェック欄に○印を記載すること。併せて、「関係部署及び協議状況」を記載すること。  
協議状況には、必ず、建設予定地が接している道路の状況に関し、協議・確認した事項を記載すること。  
建設予定地から幹線道路までの道路幅によっては、開発行為ができない場合があるので確実に確認すること。

都市計画法上の区域			チェック	関係部署及び協議状況
1	都市計画区域	線引き	市街化区域	
2			市街化調整区域	
3		非線引き		
4	準都市計画区域			
5	上記以外			
用途地域 (用途地域の指定がある場合記入のこと。)				

- (2) 建築基準法関係 \* (1)で5のみにチェックをした場合は、容積率、建ぺい率の「基準」の欄に「適用外」と記載すること。

項	目	基	準	建設予定の施設
容積率			%	%
建ぺい率			%	%
延床面積(予定)				m <sup>2</sup>
建築面積(予定)				m <sup>2</sup>
敷地面積				m <sup>2</sup>

- \* (3)～(8)について \* 「該当」「非該当」について、あてはまる方に○印を付けること。また、「関係部署及び協議状況」には、協議を行った相手方の所属・担当者名及び協議・確認した内容を記入のこと。

#### (3) 農地法関係

農地転用許可制度	該当 ・ 非該当
関係部署及び協議状況	

#### (4) 農振法(農業振興地域の整備に関する法律)関係

農業振興地域内の農用地区域	該当 ・ 非該当
関係部署及び協議状況	

#### (5) 文化財保護法関係

埋蔵文化財包蔵地	該当 ・ 非該当
関係部署及び協議状況	

#### (6) 土壌汚染対策法関係

土壌汚染の恐れがある土地	該当 ・ 非該当
関係部署及び協議状況	

#### (7) 土砂災害関係四法(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、 「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」)

土砂災害危険箇所	該当 ・ 非該当
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	該当 ・ 非該当
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	該当 ・ 非該当
関係部署及び協議状況	

#### (8) 福岡県福祉のまちづくり条例

関係部署及び協議状況	
------------	--

#### (9) その他の法規制等 \* その他の法規制等があれば、下記に記入のこと。(浸水想定区域等)

--

## 様式 4 - 2 (記載について)

### (1) 都市計画法関係

#### ◆ 都市計画区域等

- ・ 県内の各地域は、都市計画法に基づき、都市計画区域、準都市計画区域の指定がされています。
  - ・ 都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）が行われています。[いわゆる「線引き」都市計画区域。]
  - ・ 市街化区域と市街化調整区域の区分が行われていない都市計画区域については、一般的には「非線引き」都市計画区域と呼ばれています。[区域区分が定められていない都市計画区域]
- \* 建設予定地が都市計画法上どの地域に指定されているか、各市町村の都市計画部局へ確認してください。県のホームページでも閲覧可能です。
- ・ 線引き都市計画区域 — 4 区域
  - ・ 非線引き都市計画区域—10区域
  - ・ 準都市計画区域 —23市町

#### ◆ 接道状況について

- ・ 都市計画区域内及び準都市計画区域内では、原則として幅員 4 m 以上の「道路」に接していないと、建築物を建築できません（規模・区域等に応じて、道路の幅員が 6 m 以上の場合もあります。）。また、建築物の敷地は、原則として 2 m 以上道路に接していなければなりません。「道路」の意義については、建築基準法第 4 2 条に規定されています。
- ・ 建設予定地が接するべき道路の幅員について、各市町村の都市計画部局に確認してください。

#### ◆ 用途地域について

- ・ 都市計画区域内及び準都市計画区域内では、用途地域の指定が行われています。地域によって、建築できる建物の用途が定められているので、各市町村の都市計画部局へ確認してください。

### (2) 建築基準法関係

#### ◆ 容積率について

- ・ 容積率とは、「建築物の延床面積」の「敷地面積」に対する割合です。
- ・ 延床面積とは、各階の床面積の合計です。
- ・ 容積率については、用途地域ごと等により基準が定められていますので、各市町村の建築部局へ確認してください。

#### ◆ 建ぺい率について

- ・ 建ぺい率とは、「建築物の建築面積」の「敷地面積」に対する割合です。
- ・ 建築面積とは、建築物を真上から見たときの水平投影面積です。
- ・ 建ぺい率については、用途地域ごと等により基準が定められていますので、各市町村の建築部局へ確認してください。

### (3) 農地法関係

#### ◆ 農地転用許可制度について

- ・ 農地を農地以外のものとする場合は、都道府県知事の許可が必要となります。
- ・ 建設予定地が農地である場合は、各市町村の農業委員会に確認してください。

### (4) 農振法（農業振興地域の整備に関する法律）関係

#### ◆ 農業地域振興制度について

- ・ 農業振興地域に指定された地域のうち、農用地区域の農地等については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外、転用が認められないため、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農用地の除外）をした上で、農地法に基づく転用許可を得る必要があります。
- ・ 建設予定地が農用地区域に該当するか否かは、各市町村の農政部局に確認してください。

### (5) 文化財保護法関係

#### ◆ 埋蔵文化財包蔵地について

- ・ 埋蔵文化財包蔵地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、事前に届出が必要です。
- ・ 建設予定地が埋蔵文化財包蔵地であるか否かは、各市町村の教育委員会に確認してください。

### (6) 土壌対策汚染法関係

#### ◆ 調査命令について

- ・ 3,000㎡以上の土地を形質変更する場合、着手する30日前までに届出が必要です。届け出の土地に土壌汚染の恐れがあると認める場合、県は土地所有者に対し、土壌調査を命令することとなります。
- ・ 土壌調査の恐れがある土地であるか否かは、県の環境保全課に確認してください。

### (7) 土砂災害関係四法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）

#### ◆ 土砂災害関係四法について

- ・ 建設予定地が「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」にある場合は、市町村における避難体制の整備が必要です。また、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」にある場合、開発は許可制となります。当該開発行為（災害時要援護者関連施設建設のための開発行為）は、基準に従ったものに限って許可されます。
- ・ 土砂災害関係4法に係る指定は、随時増える予定です。指定された箇所の外に建設した場合でも、今後、イエローゾーン、レッドゾーンに指定される可能性がありますので、建設予定地の最新の指定状況（又は今後の指定）については、県砂防課砂防係に確認してください。既に指定済みのもの（指定図）については、各市町村の総務部局及び県土整備事務所において縦覧できます。

## (8) 福岡県福祉のまちづくり条例

### ◆ 福岡県福祉のまちづくり条例について

- 高齢者福祉施設の新築、増築、改築等をする場合には、当該施設を高齢者や障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下、整備基準という）に適合させる必要があります。
- 福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準については、県土整備事務所の建築関係部署に確認してください。（大牟田市は市役所の建築部局にお問い合わせください。）

[様式4-3]

## 地域住民等への説明状況一覧

### ○自治会・町内会への説明状況一覧

番号	自治会・町内会等の名称	説明状況 (日時・回数等)	賛同・了承の状況	備考
1				
2				
3				

※ 自治会・町内会等は、その区域が分かる資料を添付すること。

※ 「自治会・町内会等への説明経過」及び住民説明会の議事録、又は区長の同意書を添付すること。

### ○隣接地権者、隣接地住人、隣接地耕作者等への説明状況一覧

番号	隣接地(地番)	隣接地権者等の氏名・名称	隣接地との関係	説明状況 (日時・回数等)	賛同・了承の状況	日照への影響の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 隣接地権者等の氏名・名称を記載した字図(地図)を添付すること。

※ 日照、騒音、車両の通行など影響が生じる範囲が分かる資料(建設図面等で字図と比較できるもの)を添付すること。

※ 隣接地権者等の範囲は、隣接地の基本的な考え方によること。

※ 隣接地権者等に対して施設整備事業計画の説明を行い、別紙「隣接地権者等への説明経過」又は隣接地権者の同意書を添付すること。

※ 万が一、隣接地権者とトラブルが発生した場合は、設置希望者が責任を持って解決することとし、別紙「隣接地権者とのトラブルに対する誓約書」を添付すること。

[様式4-4]

## 自治会・町内会等への説明経過

### ○説明の相手方

番号	自治会・町内会等の名称	備 考

### ○説明会等の経過（第 回） ※住民説明会の場合は議事録を添付すること

1 説明日時

2 説明場所

3 説明の相手方（主な参加者名・人数等も記載すること。）

4 説明者

5 説明内容（具体的な内容を記載すること。配付資料があれば添付すること。）

6 説明会等で寄せられた意見（個別の意見等、具体的な内容を記載すること。最終的に全員の賛同・了承を得られているかどうかを明確に記載すること。）

7 今後の予定

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 印

## 自治会・町内会等への説明経過

## ○説明の相手方

番号	自治会・町内会等の名称	備 考
1	東公園自治会	

## ○説明会等の経過（第 1 回） ※住民説明会の場合は議事録を添付すること

## 1 説明日時

〇〇年〇月〇日（曜日）〇時〇分～〇時〇分

## 2 説明場所

東公園公民館

## 3 説明の相手方（主な参加者名・人数等も記載すること。）

<記載例 1> 東公園自治会長 博多太郎、東公園公民館長 小倉次郎、他〇人

<記載例 2> 別紙（参加者名簿のとおり）

## 4 説明者

社会福祉法人福岡会 理事長 久留米三郎、理事兼施設長 飯塚四郎

## 5 説明内容（具体的な内容を記載すること。配付資料があれば添付すること。）

・施設の概要について（敷地 6,952 m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート 2 階建て、延床面積 3,018 m<sup>2</sup>、特養定員 50 人、ショートステイ 10 人）

・工事期間について（〇〇年〇月予定～〇〇年〇月予定）

・工事期間中の騒音については、防音シートにより大幅に軽減できる。

## 6 説明会等で寄せられた意見（個別の意見等、具体的な内容を記載すること。最終的に全員の賛同・了承を得られているかどうかを明確に記載すること。）

（質問 1）工事車両が通る道は、通学路であり、危険である。どう考えているのか。

（回答 1）事故防止のため、通学時には工事車両の通行を減らしたり、誘導員を配置するなど、安全対策について最大限配慮する。

（賛同状況）計画に反対する意見はなく、拍手をもって了承された。

## 7 今後の予定

事業が採択されれば、事業計画の詳細な内容について、住民説明会を開催する予定。

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

社会福祉法人 福岡会 理事長 久留米 三郎 印





〔様式4－6〕

## 隣接地権者とのトラブルに対する誓約書

当法人の施設整備計画に関して、隣接地権者とトラブルが発生した場合は、当法人が責任を持って解決いたします。

年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 印

## 施設整備に関する同意書

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 殿

下記の施設を整備することについて、同意します。

### 記

- 1 施設の開設者
- 2 施設の種類
- 3 施設の名称
- 4 工事の種別  
改築 ・ 改修
- 5 設置予定地

年 月 日

○○区長

住 所

氏 名

印

## 施設整備に関する同意書

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 殿

下記の施設を整備することについて、同意します。

### 記

- 1 施設の開設者
- 2 施設の種類
- 3 施設の名称
- 4 工事の種別  
改築 ・ 改修
- 5 設置予定地

年 月 日

隣接地（○○番の○所有者）

住 所

氏 名

印

様式 5

整備しようとする施設の概要

特別養護老人ホーム  ※整備の基本 ユニット型  ※補助の対象(整備 後の定員が30人以上 の施設に限る。) 改築・改修	整備区分	改築・改修						
	整備予定施設の延床面積				m <sup>2</sup>			
	整備予定施設の構造等				造 階建			
	定員	特養	現在	人	増減員	人	合計	人
		ショート	現在	人	増減員	人	合計	人
	整備ユニット数		ユニット					
	ユニット定員内訳		( )					
	改築・改修の場合は、その内容を具体的に記載すること。							
	既存施設の建設年度及び築年数				建設年度	年度		
					築年数	年		
	今回の整備に併せて実施する事業があれば、その内容を具体的に記載すること。							
(例) 認知症対応型デイサービス 定員〇〇人 別途市から補助(予定)あり								
養護老人ホーム  ※整備の基本 個室化  ※補助の対象(整備 後の定員が30人以上 の施設に限る。) 改築・改修	整備区分	改築・改修						
	整備予定施設の延床面積				m <sup>2</sup>			
	整備予定施設の構造等				造 階建			
	定員	養護	現在	人	増減員	人	合計	人
		ショート	現在	人	増減員	人	合計	人
	整備個室数		室					
	整備の内容を具体的に記載すること。							
	既存施設の建設年度及び築年数				建設年度	年度		
					築年数	年		
	今回の整備に併せて実施する事業があれば、その内容を具体的に記載すること。							

様式 5-2

<p>創意工夫による 特色ある整備</p> <p>*「創意工夫による特色ある整備」とは、次に例示するものである。</p> <p>1 地域交流スペースの整備</p> <p>(ア) ボランティアの活動拠点、情報交換のためのスペース整備</p> <p>(イ) 地域住民と入所者が交流するための談話等ができるスペースの整備</p> <p>(ウ) 災害時における高齢者・障がい者等の受入れが可能となる設備等を備えたスペースの整備</p> <p>2 多世代の交流を図るための事業に利用するスペースの整備</p> <p>(ア) 子どもへの読み聞かせができるスペース（子ども図書館）の整備</p> <p>(イ) 遊びを通じて、子どもとのふれ合いができるスペースの整備</p> <p>3 その他入所者の処遇向上や地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースの整備</p>	整備室名		延床面積(壁芯) m <sup>2</sup>
			延床面積(内法) m <sup>2</sup>
	利用対象者		
	(1) 整備を行う目的・理由について、具体的に記載すること。 また、入所者、地域住民の福祉の向上にどのように繋げていくのかについて併せて記載すること。		
			(2) 予定している事業、利用見込みなどについて、具体的に記載すること。

※添付資料

①整備予定施設の平面図、配置図、立面図

増築等の場合は、既存の施設と一体となった図面も提出すること。

また、図面には、各室の面積、廊下幅等基準を満たしていることが分かるように、数値を記載すること。

なお、図面に数値を記載することが困難な場合は、各室面積表(任意様式)でも差し支えない。

②工事見積書

③着工管理表([別紙4]によること)

④工事工程表

⑤実施事業等に関する参考資料(創意工夫による特色ある整備を行う場合)



### 着工管理表

記載例

[(元号)〇〇年度 整備版]

\* 工事工程の詳細については、任意様式にて、別に提出のこと。

工期	:	8 か月半
WAM借入れ	:	有 ・ 無
〇〇年度末(〇〇年3月31日)進捗率	:	90%
建築確認申請 提出先	:	

法人名	
担当者	
電話	/ fax
E-mail	

年度	〇〇年度																																			
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
<b>県内示予定</b>	* 内示 予定																																			
<b>WAM融資</b>	<WAMの審査期間> ・2か月弱で設定。 ・審査期間については、2か月以上かかる場合もある があるので、WAMと十分事前に打ち合わせることを。																																			
WAMへ申請書提出																																				
貸付内定通知書の交付																																				
<b>建築確認</b>	県の内示後に実施設計の契約を行うこと。																																			
設計監理契約																																				
建築確認申請																																				
確認済証交付																																				
<b>建築工事契約手続</b>	WAMからの貸付内定通知書が交付された後でなければ、建設工事請負契約は締結できない。 貸付内定通知書が交付される前に、建設工事請負契約を締結した場合には、WAMの融資対象とならない。																																			
入札																																				
工事請負契約の締結																																				
着工日																																				
* 工事工程の詳細については、任意様式にて、別に提出のこと。	〇〇年度内工期 7か月																																			
<b>その他法規制がある場合</b>																																				
都市計画法 関連																																				
農地法 関連																																				
農振法 関連																																				
文化財保護法 関連																																				
土砂災害関係四法																																				
その他																																				

### 暴力団排除に係る誓約書

(元号) 年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
名称  
ふりがな  
代表者名

(記名押印又は署名)

(元号) 年度高齢者福祉施設等の整備の協議に当たり、申請者及び下記の役員等(申請者の役員及び評議員並びに協議に係る施設の長又は管理者(すべて就任予定者を含む。))をいいます。以下同じ。)は、下記のことを誓約します。  
この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立て及び損害賠償請求を行いません。  
なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

#### 記

- 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」といいます。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている者ではありません。
- 申請者及び役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
  - 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者
  - 暴力団員が実質的に運営している者
  - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 申請者又は役員等(実質的な運営者を含む)は、次のいずれにも該当しません。
  - 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第15条2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第22条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して2年を経過しない者
  - 福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して2年を経過しない者
  - 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 申請者又は役員等(実質的な運営者を含む)が、上記1～4のいずれかに該当することとなった場合には、本協議書(施設整備事業計画)を取り下げます。
- 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

### 暴力団排除に係る誓約書 (役員等全員)

(役員とは、社会福祉法人にあっては、理事及び監事をいい、株式会社等にあっては、定款に定めた者をいう。)  
※役員等とは申請者の役員及び評議員並びに協議に係る施設の長又は管理者(すべて就任予定者を含む。)を指す。

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	性 別
	役職名・呼称		就任年月日
( )	年 月 日	〒 -	男 ・ 女
			年 月 日
( )	年 月 日	〒 -	男 ・ 女
			年 月 日
( )	年 月 日	〒 -	男 ・ 女
			年 月 日
( )	年 月 日	〒 -	男 ・ 女
			年 月 日



介護保険法第 8 6 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当しない旨の誓約書

(元号) 年 月 日

福岡県知事 様

開設者 住 所

名 称

代表者名

(記名押印又は署名)

開設者が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 6 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当しない者であることを誓約します。また、開設者の役員等が同条第 7 号の規定に該当しないことを誓約します。

(介護保険法第 8 6 条第 2 項)

一 (略)

二 第 8 8 条第 2 項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第 9 2 条第 1 項又は第 1 1 5 条の 3 5 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉の指定取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第 9 2 条第 1 項又は第 1 1 5 条の 3 5 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 9 1 条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

五の二 当該特別養護老人ホーム開設者が、第 9 0 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 9 2 条第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から 1 0 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 9 1 条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

- 六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者
  - ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日から以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者
- 二 第92条第1項又は第115条の3第5項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- ホ 第五号に規定する期間内に第91条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

別紙

令和7年度高齢者福祉施設等施設整備費補助額算定表（予定）

**本事業は、令和7年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止又は事業内容を変更して実施する場合がありますため、この点を踏まえて整備計画を検討すること。**  
**なお、補助の対象は整備後の定員が30人以上の施設に限ることや、協議施設の建設予定地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに該当する場合には、原則として補助の対象としないことに留意すること。**

1 基準単価

(1) 通常分

施設種別	単位	単価（千円）		
		移転改築	現地改築	改修
特別養護老人ホーム	床	3,000	3,600	1,500 プライバシー確保 500
養護老人ホーム		3,000	3,600	1,500

※今回協議対象分のみ金額を記載している。

(2) 創意工夫ある整備

施設種別	単位	単価（千円）	
		改築	改修
特別養護老人ホーム	㎡	120	
養護老人ホーム		120	

※延床面積は内法で計算し、定員×2㎡を上限とする。

※整備区分について

移転改築	既存施設の定員を増加させずに、現在地から移転して改築を行うこと。
現地改築	既存施設の定員を増加させずに、現在地で改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改修	既存の従来型施設をユニット型施設（これに準ずるものを含む。）に転換するなど、既存施設内での居室環境の改善等整備を行うこと。
改修 (プライバシー確保)	特別養護老人ホームの多床室について、各床間に間仕切りや壁等を設置するなど、居住環境の質を向上させるために、プライバシー確保のための改修を行うこと。
創意工夫ある整備	施設の取組や地域の実情に応じた特色ある整備であると知事が認めたものであって、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの移転改築若しくは現地改築又は改修に併せて行うものであること。

## 2 補助額の算定方法

- (1) 総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 対象経費 (①+②) を算出する。
  - ①工事 (請負) 費  
対象外経費 (土地造成費、外構工事費、植栽工事費、発掘調査費、地質調査費等) を控除した額を対象経費とする。
  - ②工事事務費 (設計監理費等)  
①の 2.6% を限度に対象経費とする。
- (3) (1) と (2) を比較して、低い方の額に  $3/4$  を乗じた額を選定する。
- (4) それぞれの基準単価に単位を乗じ、補助基準額を算出する (様式 3 には記載しない)。
- (5) (3) と (4) を比較して、低い方の額を補助額とする。

【例】特別養護老人ホーム (定員 50 人) の移転改築 (寄附金その他の収入額は 0 千円とする。)

総事業費		600,000千円	
工事(請負)費	建設工事	500,000千円	
	外構工事	20,000千円	対象外経費
	造成工事	50,000千円	対象外経費
工事事務費	設計監理費	30,000千円	

- (1)  $600,000 \text{ 千円 (総事業費)} - 0 \text{ 千円 (寄附金その他の収入額)} = 600,000 \text{ 千円}$
- (2)  $500,000 \text{ 千円 (①)} + 13,000 \text{ 千円 (②)} = 513,000 \text{ 千円}$   
 $\text{①} 570,000 \text{ 千円 (工事(請負)費)} - (20,000 \text{ 千円} + 50,000 \text{ 千円}) \text{ (対象外経費)}$   
 $= 500,000 \text{ 千円 (対象経費)}$   
 $\text{②} 500,000 \text{ 千円 (①)} \times 2.6\% = \underline{13,000 \text{ 千円 (対象経費の限度額)}} < 30,000 \text{ 千円 (工事事務費)}$
- (3)  $600,000 \text{ 千円} > 513,000 \text{ 千円} \times \underline{3/4} = 384,750 \text{ 千円}$
- (4)  $3,000 \text{ 千円} \times 50 \text{ 人} = 150,000 \text{ 千円 (補助基準額)}$
- (5)  $384,750 \text{ 千円} > \underline{150,000 \text{ 千円 (補助額)}}$

# 施設整備上の留意点

## (一般的留意事項)

### 1 施設の立地、設計等

- (1) 高齢者福祉施設等は、高齢者が長期間にわたり介護を受けながら生活する場等であることから、一般住民が生活している区域から離れた場所に孤立して設置するような形態ではなく、地域とのつながりを保つことができる環境にあることが望ましいため、都市計画の区域区分、住宅地からの距離、交通網、今後の開発計画等を総合的に検討し、施設の立地条件が適切なものであることを挙証できるものであること。
- (2) 社会福祉施設は、その性格上、地域住民の理解と協力を得られて、はじめて健全な運営が可能であること、また、補助金が税を財源とするものであることなどから、社会福祉施設の設置については、事業者から地域住民(特に隣接地の居住者)に対して、説明及び情報提供が事前に十分に行われ、地域住民の理解と賛同を既に得ていること。仮にも、事業者の地域住民に対する事前の説明不足や事業内容の変更に係る説明の不備、あるいは説明責任を有する事業者が、地域住民への説明を建設業者等に任せきりにすることなどにより、事業に支障を来すようなことがないこと。
- (3) それぞれの施設の目的及び利用対象者の特性を考慮し、高齢者の生活の場であることに配慮した設計とすること。
- (4) 福岡県福祉のまちづくり条例(平成10年福岡県条例第4号)を遵守すること。

#### (考え方の例)

- ① 高齢者が暮らしやすい小規模な生活単位とする(巨大で画一化された空間等は、居宅での生活からの変化が大きいため落ち着かない。)
- ② 「個人の領域」を持つことができる空間をつくる。
- ③ 食事、排せつ、入浴、睡眠等の生活リズムを考えた部屋の配置。移動時間(待ち時間を含む。)が長時間にならないようにする。
- ④ 高齢者に馴染みのある雰囲気、空間をつくる。
- ⑤ 介護職員が、自然に、さりげなく見守りをできる。
- ⑥ 「施設らしい」デザインを極力少なくする。内装(壁、間仕切りなど)についても、色彩や素材(例:木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎにつながるきめ細やかな配慮が望まれる。(注:華美なエントランスホールや幼稚園のような装飾等を想定しているものではない。)
- ⑦ 車いすの走行に配慮しつつも、転倒等の衝撃を軽減する床材等を使用する。

## 2 資金計画等

- (1) 土地を購入により取得する場合、協議の時点では、売買が確実であることが確認できれば足りること。
- (2) 補助基準の改定や設計変更等により、自己資金所要額が予定を超える場合もあることを考慮すること。
- (3) 県への協議のために他者から借り入れた、いわゆる見せ金は、認められないこと。

## 3 補助事業の実施

- (1) 補助事業の実施に当たっては、公共事業に準じた入札、契約等の手続を行うことを義務づける(具体的な方法は、内示後説明する。)
- (2) 補助事業により取得した不動産、物品等は、県の承認を得ずに目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供をすることはできない。
- (3) 補助金の交付前又は交付後にかかわらず、補助事業の実施に関して不正があったと認められる場合は、交付決定の取消し、補助金の返還等の処分を行う。
- (4) 請負業者等からの寄附は、値引きと見なし、補助対象経費から減算する。

## 4 その他

補助事業としての採択は、県の予算の範囲内において行うものであることから、県の内示前に土地を購入すること等は、リスクが高いことを認識しておくこと。

# 福岡県福祉のまちづくり条例

(平成 10 年 3 月 30 日制定 平成 10 年福岡県条例第 4 号)  
(平成 19 年 2 月 28 日改正 平成 19 年福岡県条例第 13 号)  
(平成 29 年 3 月 30 日改正 平成 29 年福岡県条例第 11 号)

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 6 条)
  - 第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策
    - 第 1 節 県の施策の基本方針等 (第 7 条―第 11 条)
    - 第 2 節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画 (第 12 条)
    - 第 3 節 表彰 (第 13 条)
  - 第 3 章 まちづくり施設等の整備
    - 第 1 節 まちづくり施設の整備基準への適合等 (第 14 条―第 16 条)
    - 第 2 節 特定まちづくり施設の整備 (第 17 条―第 23 条)
    - 第 3 節 適合証の交付等 (第 24 条・第 25 条)
    - 第 4 節 公共輸送車両等の整備 (第 26 条)
  - 第 4 章 雑則 (第 27 条―第 29 条)
- 附則

## 第 1 章 総 則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、高齢者、障がいのある人等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障がいのある人等 高齢者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等 まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

### (県の役割)

**第 3 条** 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### (市町村の役割)

**第 4 条** 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するものとする。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### (事業者等の役割)

**第 5 条** 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前 2 条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

### (県民の役割)

**第 6 条** 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参

加するよう努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障がいのある人等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

### 第1節 県の施策の基本方針等

#### (施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

一 すべての県民が高齢者、障がいのある人等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。

二 高齢者、障がいのある人等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

#### (啓発活動の推進等)

第8条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (調査及び研究)

第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

#### (財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

#### (市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

第12条 市町村は、第4条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施するに当たっては、あらかじめそれらの基本的事項に関する計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、整備基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

### 第3節 表彰

#### (表彰)

第13条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対して、表彰を行うことができる。

## 第3章 まちづくり施設等の整備

### 第1節 まちづくり施設の整備基準への適合等

#### (整備基準)

第14条 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準（以下「望ましい基準」という。）を定めることができる。

#### (まちづくり施設の新築等)

第15条 まちづくり施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更等（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該まちづくり施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。

3 知事は、第1項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じ、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障がい者団体、女性団体等から選任された者をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

(まちづくり施設の維持保全等)

**第16条** まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。

2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

## 第2節 特定まちづくり施設の整備

(届出等)

**第17条** まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとして規則で定めるもの（以下「特定まちづくり施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

**第18条** 前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定まちづくり施設に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査等)

**第19条** 知事は、前条の届出があったときは、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、実地に検査するものとする。

2 知事は、前項の審査等の結果、当該特定まちづくり施設が第17条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による指導の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合の状況の報告等)

**第20条** 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査等)

**第21条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

**第22条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

一 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であって、第20条第1項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第17条第2項又は第19条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

三 第15条第1項又は第16条第1項に抵触することにより、第20条第2項又は前条第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

四 前条第1項の規定による立入調査等の対象となった特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理

由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

**第23条** 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

### 第3節 適合証の交付等

(適合証の交付等)

**第24条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があった場合

二 第18条の規定による工事完了の届出（特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。）があった場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となったまちづくり施設（以下「適合証交付まちづくり施設」という。）の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第1項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

(適合証の返還等)

**第25条** 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があった場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第21条第2項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

### 第4節 公共輸送車両等の整備

(公共輸送車両等の整備)

**第26条** 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

## 第4章 雑則

(国等に関する特例)

**第27条** 前章第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）の特定まちづくり施設については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(市町村条例との関係)

**第28条** この条例の規定は、市町村が、まちづくり施設の整備に関し、条例により、整備基準を超える基準その他必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 まちづくり施設の整備に関する条例が制定された市町村のうち規則で定める市町村の区域においては、前章第2節の規定は適用しない。ただし、必要に応じ、知事は、整備基準に適合したまちづくり施設の整備を進めるための手続を、規則で定めることができる。

(委任)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3章、第26条及び第27条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

# 施設整備上の留意点

## ①（特別養護老人ホーム）

### 1 施設の目的

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な「要介護者」を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。

※「要介護者」＝介護保険法第7条第3項に規定する「要介護者」をいう。

### 2 県補助基準

ユニット型での整備を基本とする。

補助基準単価、補助金算定については、別紙「補助額算定表」による。

### 3 構造設備等

(1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等、入所者の保健衛生に関する事項及び防災について、十分考慮されたものでなければならない。

(2) 建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない。

ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、建築基準法に規定する準耐火建築物とすることができる。

一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 基準省令第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

#### 4 設備

##### (1) ユニット型

1 ユニットの入所定員は、原則としておおむね10人以下で、15人を超えないもの（ショートステイ専用居室を含む。）とし、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設備		基準等
ユニット	①居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個室とし、1室の面積は、原則10.65㎡以上（内法での測定。たんす等の家具の設置スペース及び洗面設備スペースを含み、便所を除く。）とすること。ただし、居室の一部については、夫婦などが2人部屋として利用するために、居室と居室の間を可動式のパーティションで仕切る等の構造にすることも可（2人部屋の場合、原則21.3㎡以上の面積とすること。）。</li> <li>○ 共同生活室に近接して一体的に設けること。</li> <li>○ 地階に設けてはならないこと。</li> <li>○ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>○ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>○ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</li> <li>○ 入所者が個室に家具を持ち込めるようにすること。</li> <li>○ 床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>○ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul> <p>（各ベッドの枕元にナースコールを設置する。）</p>
	②共同生活室等（リビング）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ユニットごとに設けること（ユニットの中心部分となること。）。</li> <li>○ 地階に設けてはならないこと。</li> <li>○ リビングの面積は、原則ユニットの入所定員×2㎡以上とすること（内法での測定。）。</li> <li>○ 他のユニットの入所者が、当該リビングを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</li> <li>○ 当該ユニットの入所者全員とその介護等を行う職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができるような備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該リビング内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</li> <li>○ 簡易な流しや調理設備を設けること。</li> <li>○ 必要な備品を備えること。</li> <li>○ 常夜灯を設けること。</li> <li>・ 介護に必要な備品・消耗品の保管スペースは、できる限りユニット内に設けること。</li> </ul>
	（セミパブリックスペース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の生活がユニット内で完結してしまうことがないように、ユニットの外に他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができるスペースを設けること。また、当該スペースは、窓から見える景色や採光に配慮し、居心地のよい空間にすること。</li> </ul>
	③洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室ごとに設けること。ただし、リビングごとに適当な数を設けても差し支えない。この場合においては、リビングの1箇所集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けること。</li> <li>○ なお、居室ごとに設ける方式とリビングごとに設ける方式が混在してもよいこと。</li> <li>○ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</li> <li>・ 清潔、整容、口腔ケアなどの生活のリズムづくりを支援するケアが想定された仕様であること。</li> <li>・ 感染症の防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。</li> <li>・ 水とお湯の蛇口が別の場合は、ひねる方向を同一にすること。</li> </ul>

設 備		基 準 等
ユ ニ ツ ト	④便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室ごとに設けること。ただし、個室便所としてリビングごとに適当な数を設けても差し支えない。この場合においては、リビングの1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散し、できるだけ居室に近いところに設けること。 なお、居室ごとに設ける方式とリビングごとに設ける方式が混在してもよいこと。</li> <li>○ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</li> <li>○ 常夜灯を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子に対応した便所とすること。</li> <li>・ 感染症の防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。</li> <li>・ カーテンをドアの代わりにしたり、リビングから便所が丸見えにならないよう、入所者の安全とプライバシーに配慮すること。</li> <li>・ 職員用の便所は、入所者用の便所とは別に設けること。</li> <li>・ 床の洗い水が廊下等へ流出しないよう、中央部（中央部はくぼませる）及び廊下等との境界に排水口を設けることが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
	⑤浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。</li> <li>○ 居室のある階ごとに設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱衣室は、十分な広さをとること。</li> <li>・ 各ユニットに個別浴槽を設けることが望ましい。少なくとも、2ユニットに1箇所の個別浴槽を設け、必要があれば機械浴槽も設けること。</li> </ul> </li> </ul>
	⑥医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療法上の診療所であること。</li> <li>○ 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> </ul>
	⑦調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> <li>○ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。また、食堂との間の防虫にも留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理に従事する職員専用の便所及び休憩室を設けること。</li> <li>・ 食品倉庫を設けること。</li> <li>・ 火気の使用により室内が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。</li> </ul> </li> </ul>
	⑧事務室	
	⑨宿直室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間の防災機能を備えること。なお、宿直室は設けないことができる。</li> </ul>
	⑩洗濯室又は洗濯場	
	⑪汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りること。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。</li> </ul>
	⑫介護材料室	
	⑬その他	<p>【廊下】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片廊下 1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）2.7m以上とすること。ただし、待避スペースとしてのアルコーブ等を設ける場合には、片廊下 1.5m以上、中廊下 1.8m以上（内法によるものとし、手すりから測定）として差し支えない。</li> <li>○ 常夜灯を設けること。</li> <li>○ 手すりを設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子用の手すりを設置すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【バルコニー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ユニットが2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設け、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすることが適当である。</li> </ul>

設 備	基 準 等
⑬その他	<b>【床】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。</li> <li>・ 上履き生活ではなく、生活の場面によって、畳、フローリング、カーペットなど多様な座面の中から選ぶことができ、靴を脱いで過ごせる構造であること。</li> </ul>
	<b>【内装】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。</li> </ul>
	<b>【階段】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傾斜は、ゆるやかにすること。</li> <li>○ 手すりを設けること。</li> <li>○ ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の事項のいずれにも該当する場合、ユニット又は浴室を3階以上の階に設けることは可能であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上）設置すること。</li> <li>(イ) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料で行うこと。</li> <li>(ウ) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</li> </ul> </li> <li>○ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</li> </ul>
	<b>【浄化槽等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</li> </ul>
	<b>【消火設備等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>・ 消火器は、壁から突出してない設置スペースを設け、収納すること。</li> </ul>

※ その他留意事項

- (1) 動線を考えること。
  - ① ユニット、浴室等、入所者が日常利用する室間の動線については、簡略にすること。
  - ② 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
  - ③ 厨房、配膳口、ダムウェーターの動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。

なお、厨房がある階から異なる階に食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用すること。
- (2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等がよいこと。
- (3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう、配線すること。
- (4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。

(2) 従来型（改築・改修の場合のみ）

①の居室の定員は、4人以下とし、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	基 準 等
①居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所者1人当たりの床面積は10.65㎡以上とすること。</li> <li>○ 地階に設けてはならないこと。</li> <li>○ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>○ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>○ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> <li>○ 床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>○ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 (各ベッドの枕元にナースコールを設置する。)</li> </ul>
②洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室のある階ごとに設けること。</li> <li>○ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清潔、整容、口腔ケアなどの生活のリズム作りを支援するケアが想定された仕様であること。</li> <li>・ 感染症防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。</li> <li>・ 水とお湯の蛇口が別の場合は、ひねる方向を同一にすること。</li> </ul> </li> </ul>
③便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</li> <li>○ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</li> <li>○ 常夜灯を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男子用の便所と女子用の便所を別に設けること。</li> <li>・ 車椅子に対応した便所とすること。</li> <li>・ 感染症防止のため、共用タオル（ぶらさげタオル）は設置しないこと。</li> <li>・ カーテンをドアの代わりにしたり、リビングからトイレが丸見えにならないよう、入所者の安全とプライバシーに配慮すること。</li> <li>・ 職員用の便所は入所者用の便所とは別に設けること。</li> <li>・ 床の洗い水が廊下等へ流出しないよう、中央部（中央部は窪ませる）及び廊下等との境界に排水口を設けることが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
④浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きめ細かな処遇が行えるよう、機械浴槽と個別浴槽を設置することが望ましい。</li> <li>・ 脱衣室は、十分な広さをとること。</li> </ul> </li> </ul>
⑤医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療法上の診療所であること。</li> <li>○ 入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> </ul>
⑥調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> <li>○ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。また、食堂との間の防虫にも留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理に従事する職員専用の便所、休憩室を設けること。</li> <li>・ 食品倉庫を設けること。</li> <li>・ 火気の使用により室内が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。</li> </ul> </li> </ul>
⑦事務室	
・ 宿直室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間の防災機能を備えること。なお、宿直室は設けないことができる。</li> </ul>
⑧洗濯室又は洗濯場	
⑨汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りる。</li> </ul>
⑩介護材料室	

設 備	基 準 等
⑪静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</li> <li>○ 上記の他、居室の基準に同じ(1部屋当たりの定員数と床面積に係る部分を除く。)</li> </ul>
⑫介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</li> <li>○ 必要な備品を備えること。</li> </ul>
⑬看護職員室	
⑭食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</li> <li>○ 必要な備品を備えること。</li> </ul>
⑮面談室	
⑯その他	<p><b>【廊下】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片廊下1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)2.7m以上とすること。(内法によるものとし、手すりから測定)。</li> <li>○ 常夜灯を設けること。</li> <li>○ 手すりを設けること。</li> <li>・ 車椅子手すりを設置すること。</li> </ul> <p><b>【バルコニー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効なバルコニーを設け、当該バルコニーの幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすることが適当である。</li> </ul> <p><b>【床】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。</li> <li>・ 上履き生活ではなく、生活の場面によって、畳、フローリング、カーペットなど多様な座面の中から選ぶことができ、靴を脱いで過ごせる構造であること。</li> </ul> <p><b>【内装】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。</li> </ul> <p><b>【階段】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傾斜は、ゆるやかにすること。</li> <li>○ 手すりを設けること。</li> <li>○ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)を3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の事項のいずれにも該当する場合、居室、静養室等を3階以上の階に設けることは可能であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</li> <li>(イ) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</li> <li>(ウ) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</li> </ul> </li> <li>○ 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けると。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでないこと。</li> </ul> <p><b>【浄化槽等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。</li> </ul>

設 備	基 準 等
	<p>【消火設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>・ 消火器は、壁から突出してない設置スペースを設け、収納すること。</li> </ul>

※ その他留意事項

- (1) 動線を考えること。
  - ① 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、便所等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
  - ② 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
  - ③ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。  
 なお、厨房がある階から異なる階に食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用すること。
- (2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等がよいこと。
- (3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう、配線すること。
- (4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。

# 施設整備上の留意点

## ②（養護老人ホーム）

### 1 施設の目的

概ね65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練を行うことを目的とする。

### 2 県補助基準

個室での整備を基本とする。

補助基準単価、補助額算定については、別紙「補助額算定表」による。

### 3 定員

20人以上

特別養護老人ホームに併設する場合にあつては10人以上

### 4 構造設備等

(1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等、入所者の保健衛生に関する事項及び防災について、十分考慮されたものでなければならない。

(2) 建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建物でなければならない。

### 5 設備（所要室）

次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	基 準 等
①居室	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 1室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。</li><li>○ 地階に設けてはならないこと。</li><li>○ 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</li><li>○ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</li><li>○ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li></ul>
②静養室	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 医務室又は職員室に近接して設けること。</li><li>○ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li><li>○ 地階に設けてはならないこと。</li><li>○ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li><li>○ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</li></ul>
③食堂	
④集会室	
⑤浴室	
⑥洗面所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居室のある階ごとに設けること。</li></ul>
⑦便所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</li><li>○ 常夜灯を設けること。</li></ul>

設 備	基 準 等
⑧医務室	○ 入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
⑨調理室	○ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ○ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
⑩職員室	○ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
⑪宿直室	
⑫面談室	
⑬洗濯室又は洗濯場	
⑭汚物処理室	○ 他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。
⑮その他	【廊下】 ○ 廊下の幅は、1.35m以上とすること。ただし、中廊下(廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)の幅は1.8m以上とすること。 ○ 常夜灯を設けること。
	【階段】 ○ 傾斜は、ゆるやかにすること。
	【消火設備等】 ○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・ 消火器は、壁から突出してない設置スペースを設け、収納すること。

- 注 ○ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 入所者が日常継続的に使用することのない設備のみを有する建物であって、居室、静養室等のある主たる建物から防災上支障がないよう相当の距離を隔てて設けられるものについては、必ずしも耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよいこと。
- 静養室、食堂、便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。
- 居室及び静養室の「収納設備等」とは、押入れ(これに代わるものとして設置したタンス等を含む。)、床の間、踏込みその他これらに類する設備をいうこと。
- 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

## 6 その他留意事項

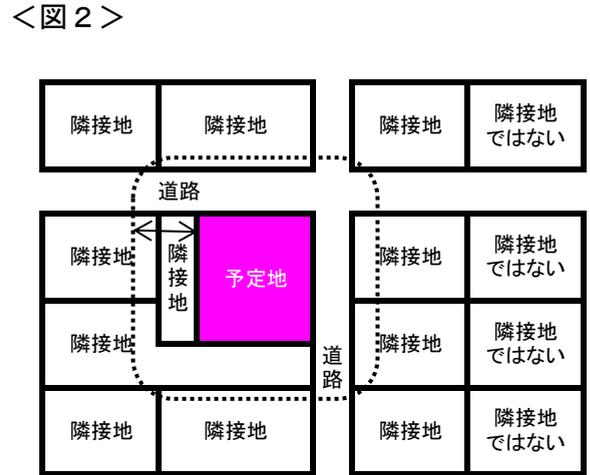
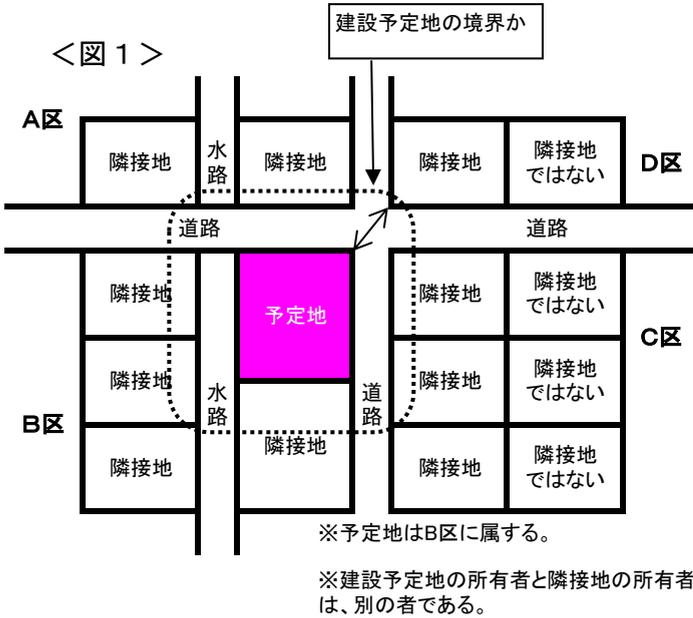
- (1) 動線を考えること。
  - ア 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、便所等入所者が日常利用する室間の動線は簡略にすること。
  - イ 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
  - ウ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。  
なお、厨房がある階と異なる階へ食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用すること(人荷用エレベーターとした場合、補助対象とならない場合があるので注意すること。)
- (2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ80cm程度、直径40mm程度の円形等がよい。
- (3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう配線すること。
- (4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。

# 高齢者福祉施設等整備に係る隣接地権者、地域住民等の同意について

## 1 隣接地の考え方

### (1) 隣接地の基本的な考え方

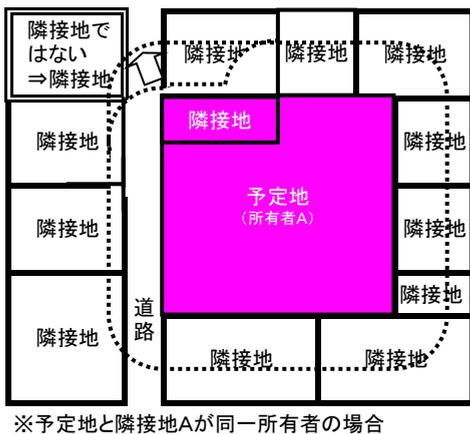
- 日照やプライバシー等を考慮し、基本的に建設予定地の境界から15m以内の範囲にある土地を隣接地とする（図1、図2）。



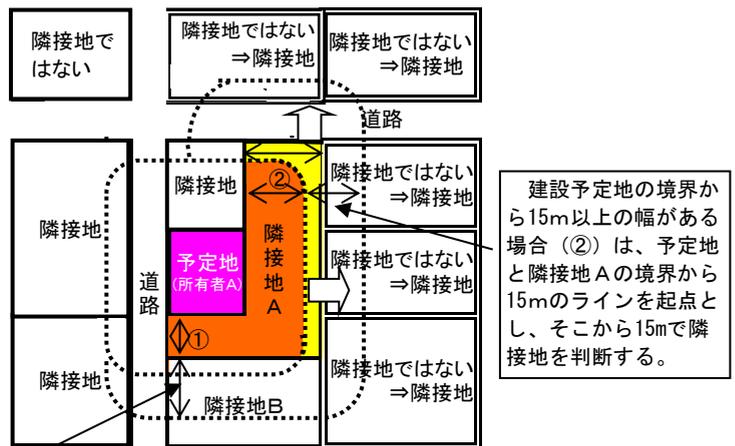
### (2) 建設予定地の所有者と建設予定地に接する土地（今後分筆する場合を含む。）の所有者が同一の者である場合の考え方

- 建設予定地に接する同一所有者の土地であって、建設予定地の境界から15m以内の範囲にあるものについては、建設予定地と一体のものとしてとらえて、建設予定地の隣接地を判断する（図3～図5）。

<図3：一体とみなす場合1>



<図4：一体とみなす場合2>



建設予定地の境界から15mの幅がない場合  
①は、隣接地Bとの境界から15mのラインで隣接地を判断する。

※予定地と隣接地Aは同一所有者  
・①の距離10mの場合  
・②の距離20m "

